

事 務 連 絡  
令和 6 年 5 月 9 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁観光産業課

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の改正について(周知依頼)

標記につきましては、安全性を重視した貸切バスを選定・利用していただくため、平成24年6月29日に策定されたところですが、今般、国土交通省物流・自動車局より、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)が改正されたこと等に伴い、当該ガイドラインの一部を改正した旨の通知及び関係団体への周知依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましてはご了解頂くとともに、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、当該ガイドラインの周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、旅行業関係団体に対しても、周知依頼を行っておりますのでご了解願います。

**【添付資料】**

- ・(添付)輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン
- ・(参考)【事務連絡】「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」について

**【ご参考】**

改訂後のガイドラインについては、下記国土交通省のサイトに掲載されています。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

事務連絡  
令和6年5月9日

観光庁観光産業課課長補佐 殿

物流・自動車局旅客課貸切バス班長

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」について

標記につきまして、安全性を重視した貸切バスを選定・利用していただくため、平成24年6月29日に策定したところですが、今般、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）が改正されたこと等に伴い、当該ガイドラインの一部を改正いたしました。

つきましては、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等関係団体に対して周知いただきますようお願い致します。

なお、改訂後のガイドラインを国土交通省の下記サイトに掲載しておりますことを申し添えます。

記

URL : [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

以上